事業事前評価表

国際協力機構ガバナンス・平和構築部平和構築室

１．案件名（国名）

国名：コロンビア共和国（コロンビア）

案件名：対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト

Project for Human Resource Development to Implement Comprehensive Mine Action

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における平和構築／地雷セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

コロンビアは、2000 年 9 月 6 日、「対人地雷使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約（通称オタワ条約）」を批准し、翌 2001 年 3 月 1 日より締約国となった。コロンビアでは、2001 年から 2011 年までの最初の 10 年間に、国内の対人地雷に対する行動のための制度・規制の枠組みの構築が進んだ。また、2011 年から 2020 年には、次の 3 つの領域（1. タスクと資源の優先配分、2.情報管理プロセスの最適化、3.ランドリリースのための能力開発）において、進展が見られた。対人地雷包括的行動（AICMA）は、ドゥケ前政権により、領土の安定化を達成するためのツールとして確立された。2022 年 6 月に当選したペトロ新政権においても「全面和平」（Paz Total）を政策の中心に掲げており、同様に大統領府平和高等弁務官事務所（OACP）指揮下の地雷対策が継続・推進され、AICMA を通じて、領土平和に関する他の戦略や政策、官民投資協力等についても確実な実施が期待できる環境となっている。

コロンビアは、2020 年 3 月にオタワ条約第 5 条「地雷敷設地域における対人地雷の廃棄」の期限延長を要請し、同年 11 月の締約国会議で検討された結果、4 年 11 カ月の延長が認められ、2025 年 12 月 31 日が新たな条約義務の履行期限となった。

コロンビア国内には 1,122 の市が存在するが、そのうち対人地雷汚染地域として登録されているのは 717 市（約 64%）である。このうち、2021 年 5 月時点でランドリリース手法[1]が実施された 448 市（約 40%）では、263 市については「対人地雷の疑い無し」と宣言され、残りの 185 市についても、「対人地雷の報告無し」と宣言された。残る 269 市（約 24%）のうち、現在人道的地雷対策が実施されているのは 135 市（約 12%）で、人道的地雷除去活動地域（104 市）、

[1] 地雷・不発弾汚染の疑いがある地域において聞き取り調査を行い、地雷・不発弾リスクがなく探査・除去不要の地域と、地雷・不発弾リスクがあるため探査や除去が必要な地域に分類し、前者は解放、後者は探査・除去活動を選択するための手法

地雷敷設に関する情報認定プロセスを行っている地域（11 市）、優先的地雷除去活動地域（20 市）に分類されている。他の 134 市（約 12%）についても地雷除去活動の開始が必要であるが、これら地域は、オタワ条約規定に違反する非国家武装集団による即席爆発装置（IED）の使用による汚染があるため、安全面での条件整備が必要とされている。コロンビア政府は、今後、地雷対策活動を実現していく上で、安定した資金調達、利害関係者との強力なパートナーシップの維持、環境整備の他にも、人員確保や AICMA による調整、そして、作業員の効率性・有効性を向上させる人材育成こそが、成功の鍵であると認識している。

JICA は 2010 年にコロンビアに対する地雷対策分野の技術協力を開始し、カンボジア地雷対策センター（CMAC）での 3 回の研修により、「対人地雷総合アクション大統領プログラム（PAICMA）」に携わる職員（45 名）の人材育成が行われた。同研修では、計画策定、情報管理、人道的地雷除去手法の他、地雷の影響を受けたコミュニティとの連絡や犠牲者のケアに関する技術トレーニングが行われた。その後、2017 年から実施された第三国研修「地雷対策」では、CMAC との全 7 回の研修により、人道的地雷除去ユニット、政府実務担当者や地雷汚染地域を有する自治体の首長（約 130 名）に対して、爆発物の認識と非アクティブ化処理、地雷探知犬の訓練、活動計画の管理、ランドリリース手法、地雷除去機、品質管理及びオペレーション手順の標準化、情報管理に関するトレーニングが行われた。コロンビア政府は、国際社会による貢献の中でも、以前から協力関係にある JICA を通じた日本政府の南南協力を高く評価しており、また、AICMA に携わる職員の技術能力を強化するための理想的なメカニズムであるとし、日本政府に更なる支援を要請した。南南協力を発展させた次のフェーズともいえる本事業では、効果的・効率的な地雷汚染地の解放に着目し、地雷除去活動のための基準の改善や地雷対策のための効果的なツールの開発、CMAC による専門的な助言の提供や研修により、コロンビアにおける効果的・効率的な地雷汚染地の解放を図る。

（２）平和構築／地雷セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、対コロンビア国別開発協力方針（2021 年 5 月）において、「和平プロセスの定着を目指した均衡のとれた持続的な社会経済発展への支援」を援助の基本方針とし、「和平プロセスの履行期における均衡のとれた社会経済発展」、「環境問題及び気候変動対策や災害対策への取組」を重点分野と定めている。本案件は、「和平プロセスの履行期における均衡のとれた社会経済発展」の開発課題「地域のエンパワーメントの促進」に位置付けられ、同開発協力方針とも合致するものである。

地雷・不発弾分野は、国・地域を超えた課題であり、高度な専門性が必要とされる一方で、関係するアクターとの連携を通じた包括的な取組が必要とされている。本事業は、カンボジア地雷対策センター（CMAC）の知見も活用しコ

ロンビアの地雷汚染地域の住民の生活改善に資する協力であり、課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）の「平和構築」の方針にも合致する。また、地雷・不発弾対策の推進を通じ、SDGs ゴール 16（平和と公正）にも貢献する。加えて、本事業はコロンビア国内の地雷対策を推進して平和の定着を促進する観点から、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の「平和と安定の確保」に寄与する。さらに、本事業は、オタワ条約第 6 回プレッジング会合において日本政府が示した地雷除去に対する支援方針である「深刻な地雷・不発弾被害を受けている国の除去活動に対する継続的な支援」及び「地域協力・南南協力の推進」に資するものである。

（３）他の援助機関の対応

コロンビアの地雷対策に資金援助・技術協力を行っている主要ドナー国は、米国、ノルウェー、日本、ドイツ、欧州連合（EU）、スイス、カナダ、イタリア、ブラジル、英国。支援内容は、人道的地雷除去を始め、地雷回避教育（MRE）、犠牲者の包括的な救済、領土・情報管理、社会更生、オペレーションのモニタリングとフォローアップ、組織強化等が挙げられる。地雷対策の技術協力を行っている国際機関としては、スイスの地雷除去財団（FSD）、国連地雷対策サービス部（UNMAS）、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター（GICHD）等が存在する。

３．事業概要

（１）事業目的

本事業は、ボゴタおよびコロンビア内の地雷汚染地域において、地雷除去活動のための基準・規則の改善や地雷対策ツールの開発、地雷除去員の能力向上を行うことにより、コロンビアにおける効果的・効率的な地雷汚染地の解放の進展を図り、もって地雷対策活動を通じたコロンビアの市民の安全の強化に寄与するものである。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

ボゴタおよびコロンビア内の地雷汚染地

（３）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：大統領府平和高等弁務官事務所（OACP）、国防省、国防省傘下機関の人道的地雷除去ユニット

最終受益者：地雷汚染地域の住民

（４）総事業費（日本側）

約 238 百万円

（５）事業実施期間

2023 年 7 月～2026 年 9 月（計 39 か月）

（６）事業実施体制

実施機関：大統領府平和高等弁務官事務所（OACP）
関係機関：コロンビア国際協力庁（APC-Colombia）、国防省、国防省傘下機関の人道的地雷除去ユニット

（７）投入（インプット）

１）　日本側

①専門家派遣：総括／組織能力強化、研修計画、システム開発

※業務実施契約の中で、現地・第三国研修（カンボジア）や、第三国専門家（カンボジア）の調整・手配を実施する。

② 本邦研修

２）　コロンビア側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのオフィススペース、電気、インターネット、その他プロジェクト実施に必要な経費

③ プロジェクトに必要なデータ・情報の提供

④ 安全関係の情報の提供、調整

（８）他事業、他開発協力等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

２.（１）、（２）参照

２）他の開発協力機関等の援助活動

２.（３）参照

ドナー協調のための調整は OACP が担っているが、現時点では定期的会合等は存在しない。今後、年に２回ほど調整会議を開催することを目指し検討が進められている。

（９）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

①　カテゴリ分類：C

②　カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項：特になし

ジェンダー分類：【対象外】■（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

＜分類理由＞詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

（１０）その他特記事項：特になし

４．事業の枠組み

（１）上位目標:地雷対策活動を通じてコロンビアの市民の安全が強化される。
指標及び目標値：
・政府の人道的地雷除去機関の地雷対策による裨益者が 2004 年以後の累計で 3,000 万人より多くなる[2]。
・地雷による事故数が年間 100 件未満に減少する[3]。
（２）プロジェクト目標：コロンビアにおける効果的・効率的な地雷汚染地の解放が進展する。
指標及び目標値：
・政府の人道的地雷除去機関による地雷対策活動を通じて解放される年間の面積が 235ha に増加する[4]。
・政府の人道的地雷除去機関の職員数あたりの年間の解放面積が増加する。
（３）成果
成果１：地雷除去活動に関する SOP が改善され、コロンビアの技術規範（technical norms）に係る助言がなされる。
成果２：効果的・効率的な地雷除去プロセスを実現するための地雷対策ツールおよび研修活動が改善される。
成果３：政府機関に属する地雷除去部隊長・調査員・除去員・内部クオリティコントロール職員、コミュニティリエゾン担当職員が地雷対策ツールを適切に活用するための能力が向上する。
（４）主な活動：
1-1　SOP・技術規範についての課題とニーズを特定する。
1-2　SOP・技術規範を改善するためのワークショップを実施する。
1-3　見直された SOP のドラフトを作成する。
1-4　技術規範についての助言を行う。
1-5　見直された SOP に関する研修・ワークショップを実施する。
2-1　コロンビアで使用されている既存の地雷対策ツールについての課題とニーズを特定するため、除去及び地雷回避教育（MRE）のワークフローを分析する。
2-2　活動 2-1 の結果を踏まえ、CMAC の知見をもとに、コロンビア向けに IT ツールを開発する。

[2] OACP の統計がある 2004 年以降としている。政府の人道的地雷除去機関の地雷対策による裨益者数は 2022 年までで 2,650 万人。
[3] OACP の統計で、2021 年は 152 件。
[4] OACP の統計で、2021 年は 190ha。

2-3　活動 2-2 で開発された IT ツールをコロンビアで試行的に適用する。
2-4　活動 2-3 を踏まえて必要な改善を行う。
3-1　活動２で特定した地雷対策ツールを適切に活用するための研修を実施する。
3-2　地雷対策ツールを活用するための文書を作成する。

５．前提条件・外部条件

（１）前提条件
① 国内の治安情勢が悪化せず、専門家やカウンターパートのコロンビア国内外の移動が大きく制限されないこと。
② プロジェクトカウンターパートがプロジェクト終了時まで配置されること。
③ OACP による地雷除去活動の管理や研修実施の役割が維持されること。
④ 新型コロナウイルスの影響により国内移動制限が長期化しないこと。

（２）外部条件
新型コロナウイルスの感染拡大やコロンビア国内の治安悪化等により、コロンビア国内での移動制限が生じないこと。また、本プロジェクトの関係者が長期間（概ね１年以上）コロンビアに入国できないような事態が生じないこと。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

カンボジア「人間の安全保障実現化のための CMAC 機能強化プロジェクト」の終了時評価において、ドナーとの調整不足の結果、大規模で長期の対応が必要となり、資金・物資・技術の３点がそろって、初めて効果的な作業が可能となることが示されている。そのため、本案件では、他のドナーやコロンビア政府による支援・政策を十分に把握し、JICA 及びプロジェクトの位置づけを確認した上で実施することにより、効果的な支援を生み出すことを目指す。

７．評価結果

本事業は、コロンビアの開発政策、開発ニーズ、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、効果的・効率的な地雷汚染地の解放の進展によりコロンビアの市民の安全の強化に資するものであることから、実施の意義は高い。

８．今後の評価計画

（１）今後の評価に用いる主な指標
４．のとおり。

（２）今後の評価スケジュール
事業完了3年後　　事後評価

以　上

別添資料　　対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト　地図

別添

対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト　地図



出典：Google MAP